

ピンクリボン温泉ネットワーク

温泉パートナー登録申請書

ピンクリボン温泉ネットワークの設立並びに活動の趣旨に賛同し、ピンクリボン温泉ネットワーク規約を遵守することを誓約し会員登録を申請いたします。

	ご記入日	年 月 日		
	カテゴリー	☐ 旅館 ☐ ホテル ☐ その他（ ）		
ホームページ掲載内容	施設名称			
	施設住所	〒		
	TEL		FAX	
	アドレス			
	施設紹介			
	ピンクリボンの取組	↓↓ 例文です。コチラを消してご記入ください。 ----- 専用入浴着「バスタイムカバー」の貸し出し用をご用意しています。 ※一度にご用意出来る入浴着の数には限りがございます。 貸出をご希望のお客様は事前にご連絡くださいますようお願いいたします。		
運営企業	企業名			
	住 所	〒		
	部署名		ご担当者名	
	TEL		FAX	
	E-MAIL			

温泉パートナー誓約書

認定 NPO 法人 J.POSH (日本乳がんピンクリボン運動) (以下 J.POSH という)
のピンクリボン温泉ネットワークの設立の趣旨及び活動方針を十分に理解し、
ピンクリボン温泉ネットワークの温泉パートナー規約を誠実に遵守し、J.POSH
とともにピンクリボン温泉ネットワークを推進することを誓約いたします。

日 付 年 月 日

施設名

代表者名

印

住 所

温泉パートナー登録の動機

施設名	
登録の動機や貴施設での取組み内容の具体例などご記入ください	

ピンクリボン温泉ネットワーク規約

認定NPO 法人J.POSH 日本乳がんピンクリボン運動(以下甲という)が運営するピンクリボン温泉ネットワークは、J.POSH 温泉パートナー(以下「温泉パートナー」)として登録を希望する申込者(以下「乙」という)は、以下の各条項に従うこととする。

第1条(目的)

1. 甲が推進する乳がん啓発活動の一環として乳がん経験者が手術痕などを気にすることなく、一般の方と同様に大浴場等で入浴できる環境をつくることを積極的に推進することを目的とし、温泉ネットワークとは、甲に賛同する全国の宿泊施設のネットワークである。
2. 温泉ネットワークは会員制であり、甲が運営事務局となり会員登録された宿泊施設の情報提供を甲のホームページでの掲示などを含むサービス(以下「サービス」という)を行うものとする。

第2条(施設基準)

施設基準は、温泉地等に所在する天然温泉に限らず、大浴場や貸し切り風呂を備える宿泊施設とする。

第3条(登録の申込)

乙は、温泉ネットワークの趣旨、活動方針を十分に理解し、本規約を承諾の上、甲が定める申込み手続きを行い、甲が登録を承認した場合に温泉パートナーの登録がされるものとする。

第4条(登録の承認)

1. 甲は、登録申込書の内容を審査し、申込者に会員資格を付与するか否かを決定するものとする。
2. 甲は、第1項の審査の結果、甲が定める会員資格を付与するための要件を満たさないと判断した場合、会員資格の付与を承認しないものとする。
3. 乙は、甲に対して、前項の不承認について、何らかの請求も異議申し立てもすることができないものとする。

第5条(登録確認証交付と啓発物の提供)

甲は、会員登録が承認された会員に対し、ロゴステッカー(認定証)を交付する。

第6条(啓発物の提供)

甲は、会員登録された会員に対し温泉ネットワークの趣旨を啓発する入浴着歓迎のポスター、ステッカー(各3枚)の提供を行う。

第7条(会員の義務)

1. 乙は、登録申込の際に甲に届け出た事項(登録申込書、会社情報など)に変更があった場合、甲に対し遅滞なく届け出るものとする。
2. 乙は、「温泉パートナー」としてふさわしい受け入れ体制を作るという方法の第一歩として、甲から入浴着を2サイズ各1着以上購入して備えることを要する。また、入浴着を備

えている旨の掲示をすることを要する。

第8条(権利の譲渡)

乙は、本温泉ネットワークに登録している権利・地位を第3者に譲渡できないものとする。

第9条(内容の表示)

1. 甲は、乙の自施設ホームページの詳細情報を、第1条2項の甲のホームページからリンクすることにより一般に情報提供するものとする。
2. 乙は、詳細情報の提供にあたり、次の事項を遵守することとする。
 - (1)法令の定め
 - (2)著作権、肖像権等第三者の権利を侵害する表示をしないこと

第10条(登録期間)

1. 本契約は、甲が定める手続きを経た上で、第4条1に基づき甲が乙に会員資格を付与する旨を決定した日を登録日とする。登録期間は、登録日から3年間とする。
登録の更新は3年毎に、甲の事務所から、会員に対し意思確認を行い、継続の意思が確認できたら更新するものとする。
2. 登録更新は、2024年度を第1回目とし、3年毎に事務所より意思確認の調査をする。
調査年の前の年に登録したものに対しては、その登録後3年目の調査にて確認する。
3. 退会を望む会員は、いつでも退会できる。

第11条(退会)

乙の退会については乙の自由意志とし、この際その旨を文書にて甲に提出するものとする。甲は乙の退会の書面の受理後、乙の本登録を解除ならびに削除できるものとし、乙についてのサービスを停止する。乙は退会后より自らが公開しているホームページ、カタログなどの印刷物での温泉パートナーとしての表記および掲載を速やかに削除することとする。また、その後も温泉パートナーとして誤解される表記および行為は出来ないものとする。

第12条(サービスの停止)

甲は、温泉ネットワークのサービスでの会員施設紹介を安定かつ継続的運営に努めるが、天災や停電等の不可抗力又は、保守作業によりサービスを一定期間停止させる場合があることを乙は予め了承し、サービス停止による損害の補償等を甲に請求しないものとする。

第13条(禁止事項)

乙は、次の行為を行ってはならないものとする。

1. 温泉ネットワークの情報を改ざんする行為
2. 甲および外の会員の業務を妨害する行為
3. 甲および他の会員を中傷する行為
4. 温泉ネットワークの情報および温泉ネットワークを通じて得た情報を甲の許可なく利用する行為
5. 第9条2項に違反する行為
6. その他、法律に反するすべての行為

第14条(損害賠償)

乙が第14条および第15条に違反したことにより甲が被った損害の一切を乙が賠償する責

任を負うものとする。

第15条(免責)

甲は乙が登録に関して被った損害(その原因の如何を問わない)について、その損害を賠償する責を負わないものとする。

第16条(登録の解除ならびに削除)

1. 甲は、乙が第13条に違反する行為があると判断した場合、または乙の信用低下の事実が判明した場合、そのいずれかの可能性がある場合、何らかの催告なしに乙の本登録を解除するとともに、ただちに削除できるものとする。
2. 甲は、乙が下記のいずれかの事由に該当した場合は、何らかの催告なしに乙の登録を解除するとともに、ただちに削除できるものとする。
 - (1)乙が本契約の条項に違反した時
 - (2)差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申し立てを受けた時
 - (3)手形又は小切手の不渡りが発生した時
 - (4)破産、民事再生、会社更生、会社整理又は特別清算の申し立てがされた時
 - (5)前4号の他、乙の信用状態に重大な変化が生じた時
 - (6)解散又は営業停止となった時
 - (7)販売方法、取扱商品について行政当局による注意又は勧告を受けた時
 - (8)乙が甲のコンピューターに保存されているデータを甲に無断で閲覧、変更もしくは破壊したとき、又はその恐れがあると甲が判断した時
3. 甲は、前項各号にかかわらず本登録の継続が困難と認めた時は、乙に対し書面による勧告の上、本登録を解除ならびに削除することができるものとする。

第17条(規約の変更)

本約款の変更については、甲の理事会において行う。

第18条(信義則)

甲乙は、本規約に定められた各条項を、信義をもって誠実に履行し、本規約に定めなき事項および本規約の各条項の解釈に疑義が生じた時には、法令や条理を鑑み、誠意をもって協議し、その解決にあたる。

第19条(管轄裁判所)

本規約に関する紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所をもって第一の専属的合意管轄裁判所とする。

第20条(施行細則)

本規約の施行についての必要な事項は、甲の理事会の議決を経て別に定める。

付則

- 1, この規約は、2020年3月1日から改定施行する。
- 2, 登録期間についての改定は2024年4月15日から施行する。